

3. 第7条第1項①または②による甲の利用契約は、次に該当するときは、無効となるものとします。
 - ①銀行振込による場合で甲が第1項に定められた日から30日以内に支払を行わないとき。
 - ②クレジットカードによる場合で当該クレジットカード会社より認証を受けられなかったとき。
4. 第7条第1項①または②による甲の場合、乙は、利用料金に変更があった場合においても、甲より支払われた利用料金を返却しないものとします。
5. 第7条第1項③による甲は、インターネット経由申し込みであっても、第4章の全ての条項を準用します。

第6章 付加サービス（オプションサービス）

第20条（各付加サービス） 本サービスの付加サービス（オプションサービス）のうち、「アルファオイスサービス」、「Web改ざん検知サービス」については、別途定める約款および特約に基づいて提供されます。その他の付加サービス（オプションサービス）は、利用契約に基づいて提供されます。

第7章 日経テレコン21サービス

第21条（日経テレコン21サービスの利用） 日経テレコン21サービスの利用を申し込み甲は、次の各号に同意することを条件にサービスを利用することができます。ただし、第7条第1項①または②による申し込みの場合、またはアルファメールプレミアの一部コース、およびアルファメールプレミア（10バック版）を申し込みの場合、甲は日経テレコン21サービスを利用することができます。

- ①日経テレコン21サービスにかかるデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的財産権などすべての権利は、日経および日経への情報提供者に帰属します。
- ②日経テレコン21サービスの質を向上させるために、プログラム、通信手段、情報内容を、事前の承諾なく変更することがあること。
- ③日経テレコン21サービスを、利用者の組織内における内部利用に限るものとし、サービスにかかるデータ、マニュアル等またはそのコピーを有料、無料を問わず第三者に提供しないこと。
- ④月額利用料金を乙に支払うこと。またこの月額利用料金は、甲に対する1ヶ月前の事前通知により改定されること。
- ⑤日経テレコン21サービスの内容の正確性、完全性、有用性は保証されません。
- ⑥日経テレコン21サービスの提供、中断、事故等によって、直接または間接的に生じた損害については、乙および日経は一切賠償責任を負わないこと。また、甲は日経テレコン21サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に、乙および日経を引き込まないこと。
- ⑦機器の故障、回復の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって甲がサービスを利用できなくなった場合、乙および日経は不履行の責任を負わないこと。

第8章 メールウイルスチェックサービス・迷惑メール検知サービス・メール誤送信対策サービス

第22条（メールウイルスチェックサービスの利用） 乙は、甲に対し、甲が本条の条件に同意することを条件に、ウイルスチェックサービスを利用することを許諾します。

2. メールウイルスチェックサービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権はサービス提供元の会社（以下、「提供元」といいます）または乙に帰属します。甲は、乙または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。

3. 乙または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、甲の特定の目的に適合することを保証しないものとします。

4. 乙または提供元は、甲のメールウイルスチェックサービスの利用により、すべてのウイルスが発見または駆除できることを保証するものではありません。なお、発見または駆除が可能なウイルスは、提供元が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

5. 乙または提供元は、甲のウイルスチェックシステムの利用に関し、乙または提供元の責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害が生じた場合は、第39条に基づきその責めを負います。

6. 乙または提供元は、甲が外部へ発信したメールおよび甲宛に配達されたメールがウイルスに感染していた場合、甲の事前の承諾を得ることなくメールを破棄するものとし、事後的に、メール破棄の通知を行うものとする。この場合、乙または提供元は、前項にかかわらず、当該メールの破棄によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。また、当該ソフトウェアにより、発見または駆除できなかったウイルスに起因し、甲または第三者に損害が生じた場合も同様とします。

7. 甲は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

第23条（迷惑メール検知サービスの利用） 乙は、甲に対し、甲が本条の条件に同意することを条件に、迷惑メール検知サービスを利用することを許諾します。

2. 迷惑メール検知サービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は提供元または乙に帰属します。甲は、乙または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。

3. 乙または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、甲の特定の目的に適合することを保証しないものとします。

4. 乙または提供元は、迷惑メール検知サービスの提供によりすべての迷惑メールが検知できることを甲に対して保証するものではありません。

5. 甲は、迷惑メール検知サービスを利用するにあたっては、次の事項を事前に承諾するものとします。

- ①迷惑メールであると判定された場合、当該メールの件名等迷惑メールであることの表記がなされること。
 - ②迷惑メール検知サービスの検知率が、甲が受信するメールの形態によって増減すること。
 - ③正常なメールであっても、迷惑メールであると判定される可能性があること。
 - ④特定のメールや発信元を除外する設定はできないこと。
6. 乙は、迷惑メール検知サービスの提供に関し、乙または提供元の責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害が生じた場合は、契約当事者である乙は、第39条に基づきその責めを負います。
7. 甲は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

第24条（メール誤送信対策の利用） 乙は、甲に対し、甲が本条の条件に同意することを条件に、誤送信対策サービスを利用することを許諾します。ただし、アルファメール、アルファメール2、アルファメールダイレクト、アルファメールコンパクト、およびアルファメールプレミア（10バック版）を申し込みの場合、甲はメール誤送信対策サービスを利用することができます。

2. メール誤送信対策サービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は提供元または乙に帰属します。甲は、乙または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。

3. 乙または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、甲の特定の目的に適合することを保証しないものとします。

4. 乙は、メール誤送信対策サービスの提供に関し、乙または提供元の責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害が生じた場合は、契約当事者である乙は、第39条に基づきその責めを負います。

5. 甲は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

第9章 送信メール保管サービス・メールアーカイブサービス

第25条（送信メール保管サービス・メールアーカイブサービスの利用） 乙は、甲に対し、甲が本条の条件に同意することを条件に、送信メール保管サービスもしくはメールアーカイブサービスを利用することを許諾します。

1. 送信メール保管サービスおよびメールアーカイブサービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は提供元または乙に帰属します。甲は、乙または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。
2. 乙または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、甲の特定の目的に適合することを保証しないものとします。
3. メールが完全に保管されることおよびメールが消失、または毀損しないことを保証するものではありません。また、保管されたメールの完全性や正確性を保証するものではありません。
4. 保管期間は、別途サービス仕様で定める期間に限られ、期間外となったメールは自動的に削除されます。ただし、メールアーカイブサービスの保管期間については、甲が任意に設定することができます。
5. 利用契約を解除した場合、保管されたメールはすべて削除されます。再び利用契約を締結した場合でも、削除されたメールを復元することはできません。

第10章 標的型攻撃対策サービス

第26条（標的型攻撃対策サービスの利用）乙は、甲に対し、甲が本条の条件に同意することを条件に、標的型攻撃対策サービスを利用することを許諾します。ただし、アルファメール、アルファメールダイレクト、およびアルファメールプレミア（10バック版）を申し込みの場合、甲は標的型攻撃対策対策サービスを利用することができません。

1. 標的型攻撃対策サービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は提供元または乙に帰属します。甲は、乙または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。
2. 乙または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、甲の特定の目的に適合することを保証しないものとします。
3. 甲は、サンドボックス環境を活用して、ウイルスチェック、スパムチェックおよび「添付ファイル攻撃」「URL誘導型攻撃」などの標的型メール攻撃のチェックを行い、送受信メールの危険性を検知することができます。危険性を検知したメールは自動で削除され、当該削除に関し乙または提供元は一切の責任を負わないものとします。
4. 乙または提供元は、ウイルスチェックにおいて、すべてのウイルスが発見または駆除できることを保証するものではありません。なお、添付ファイルに対するウイルスチェックでは、ファイル形式に制限があります。また、パスワード付き添付ファイルなど、ファイルの内容を展開して確認できないものはウイルスチェックの対象外となります。
5. 乙または提供元は、スパムチェックにおいて、スパム判定の確実性を保証するものではありません。乙または提供元は、標的型メール攻撃対策サービスにおいて、標的型メール攻撃のすべてを発見または駆除できることを保証するものではありません。
6. 乙または提供元は、サンドボックス環境へ提供されたメールデータを、ウイルスチェック、スパムチェック、標的型メール攻撃のチェックのみに利用し、それ以外の用途には利用しないものとします。
7. 乙は、標的型攻撃対策サービスの提供に関し、乙または提供元の責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害が生じた場合は、第39条に基づきその責めを負います。
8. 甲は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

第11章 利用環境

第27条（動作環境の制限） 乙は、別紙「重要事項説明書」記載の動作環境においてのみ、本サービスが動作することを保証するものとします。

2. 前項の動作環境に関する制限の内容については、本サービスのバージョンアップ時に随時更新されるものとします。その場合、変更された内容はインターネット上の乙所定のページに掲載されるものとします。

第28条（制限値の設定） 乙は、甲がデータの保管容量および転送容量の制限値を超えて本サービスを利用した場合に、本サービス機能の一部または全部を予告なく停止させる可能性があります。

2. アルファメール、アルファメール2、アルファメールダイレクト、アルファメールコンパクトでは、乙のサーバに残っているメールが一定期間を過ぎた場合、圧縮保存するものとします。

第29条（インターネット接続環境） 本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、甲が用意するものとします。乙は、甲が用意したインターネット接続環境に起因する諸問題に関し、一切の責任を負わないものとします。

第30条（指定ソフトウェア） 乙は、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することができます。この場合、甲が他のソフトウェアを用いたときは、乙が提供するサービスを受けられないことがあります。

第31条（サービス提供内容の変更） 乙は、セキュリティ上、運用上、技術上の事由により、本サービスの一部機能の変更や中止、また本サービスの一部として提供しているソフトウェア等の変更や中止を行うことがあります。それにより甲や第三者が損害を被った場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとします。

2. 乙は、前項の規定により本サービスの一部機能の変更や中止、ソフトウェアの変更や中止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日より実施期間を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第12章 サービスの停止・中止等

第32条（通信利用の制限） 乙は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または中止する措置を取ることができます。

第33条（サービス提供の停止および中止） 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができます。

- ①第10条各号のいずれかに該当すると乙が判断したとき。
 - ②第28条第1項に該当すると乙が判断したとき。
 - ③申し込みにあたって虚偽の事項を記載したとき。
 - ④前各号に掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、乙の業務の遂行または乙の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑤甲の環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼすおそれがある場合。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができます。
- ①乙の電気通信設備のパージョンアップ上、保守上または工事にやむを得ないとき。
 - ②第32条の規定によるとき。
 - ③電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - ④乙が本サービスの運用に影響を及ぼすと判断した不正なアクセス等があった場合。
 - ⑤その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合。
3. 乙は、前2項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日より実施期間を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 乙は、本条第1項および第2項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、甲またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第34条（サービスの廃止） 乙は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することができます。この場合、乙は甲に対し、廃止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

第13章 契約の解除

第35条（甲による利用契約の解除） 乙は、第33条第1項の規定により本サービスの提供を停止された甲が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。

2. 乙は、甲が第33条第1項または第2項のいずれかに該当する場合で、その事由が乙の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。

3. 乙は、甲が、本サービスの利用代金について、支払期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。

4. 乙は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知します。

5. 乙は、甲が次の各号のいずれかの事項に該当する場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。

- ①本約款の条項に違反したとき。
 - ②手形または小切手の不渡りが発生したとき。
 - ③差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分申し立てを受けたとき。
 - ④破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき。
 - ⑤前4号の他、甲の信用状態に重大な変化が生じたとき。
 - ⑥合弁、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合。
 - ⑦解散または営業停止となったとき。
 - ⑧本サービスに基づく債務であるか否かにかかわらず、乙に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき。
 - ⑨その他財務状態の悪化またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。
6. 甲は、前項各号のいずれか一つでも該当した場合には、乙に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

第36条（甲による利用契約の解除） 甲は、利用契約の一部または全部を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに、所定の書式または専用のウェブサイトに、その旨を乙に通知するものとします。ただし、解除されたサービスに該当する利用料金がすでに支払われている場合は、乙は甲に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。

2. 甲は、第6条または第7条第1項③による申し込みをした場合、最低利用期間の残余期間分の利用料金を支払うことで、第6条第6項に定める最低利用期間に達する前においても利用契約を解除することができるものとします。
3. サービス変更を行う場合、最低利用期間中であっても前項は適用されないものとします。

第14章 損害賠償

- 第37条(免責) 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、甲または第三者に損害を与えた場合、乙はその損害について一切の責任を負わないものとする。
2. 甲の本サービス上のデータが消失するなして甲が不利益を被った場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとする。
3. 乙は、本サービスの利用に関する甲のいかなる請求に対しても、その事由が発生したときから起算して90日を経過した後は、応じられません。
4. 乙は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって甲に損害が生じた場合、乙は免責されるものとする。
5. 乙は、甲が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証しないものとする。
- 第38条(第三者利用) 甲は、本サービスの一部もしくは全部を第三者に利用させる場合は、甲の責任において利用させるものとし、乙は第三者および第三者の利用に対して一切の責任を負わないものとする。
2. 甲は、第三者に対して第3章に定める甲の義務を遵守させるものとする。乙は、第三者が甲の義務に違反した場合は、甲が違反したものとみなし、利用契約の解除等の措置を行うことができるものとする。
- 第39条(損害賠償の範囲) 乙は、本サービスを提供すべき場合において、乙の責に帰すべき事由により(ただし、第33条の場合は除く)、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを乙が知った時刻から起算して、連続して24時間以上当該サービスが利用できなかったときは、起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを甲および乙が確認した時刻までの時間数を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を限度として、甲が被った損害を賠償します。ただし、甲が請求を怠ることとなった日から90日を経過する日までに当該請求をしなかったときは、甲はその権利を失うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信回線設備等に起因する事由により、甲による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、電気通信事業者が乙に対して約定する賠償額を限度として行われるものとする。
3. 乙は、乙の責に帰すべき事由に起因して、利用契約附則に定める個人情報に関する事故が生じた場合、当該事故の拡大防止や取捨のために必要な措置を講じるものとし、当該事故に直接起因する甲の損害について賠償責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、乙は一切の責任を負わないものとする。
4. 乙は、本サービスの提供に関し、前3項に規定された場合を除き、甲に発生したいかなる損害に対して一切の責任を負わないものとする。
5. 甲が本規約に違反したまたは不正行為により乙に対し損害を与えた場合は、乙は甲に対し相応の損害賠償請求ができるものとする。
6. 甲が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます)に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決し、乙に対しいかなる責任も負担させないものとする。

第15章 秘密保持

- 第40条(秘密保持義務) 甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示しないものとする。
2. 前項にかかわらず、甲および乙は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合、または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとする。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとする。
- ①開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずに公知となったもの。
- ②開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
- ③第三者から秘密保持義務を負うことな正当に入手したものを。
- ④相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。
4. 甲および乙は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとする。

第16章 雑則

- 第41条(サービス提供区域) 本サービスの提供区域は日本国内とします。
- 第42条(サービス提供内容の変更) 乙は、セキュリティ上、運用上、技術上、その他やむを得ない事由により、本サービスの一部または全ての機能の変更や中止、または本サービスの一部として提供しているソフトウェア等の変更や中止を行うことがあります。
2. 乙は、本条第1項の規定により本サービスの機能の変更や中止、ソフトウェアの変更や中止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間、手続方法を甲に通知するものとし、甲は、この変更に必要な全ての手続・設定を行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 本条に定める事由のいずれかにより甲や第三者が損害や不利益を被った場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 第43条(サービス種類の変更) 甲は、甲から乙への申込みによって、本サービス内でサービスの種類を変更する場合、乙が定める手続に従って変更作業を実施するものとする。
2. 甲は、乙が定める期間内に前項の変更作業が完了しないときは、当該変更の申込みが失効する場合があることを、予め承諾するものとする。
- 第44条(問い合わせ窓口) 甲は本サービスに関する問い合わせを乙が別途指定する窓口に対して行うものとする。また、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された日本語による問い合わせに対してのみ行うものとする。なお、問い合わせ内容によっては、乙で対応できないものがあります。
- 第45条(知的財産権) 本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、乙が甲に提供する一切の著作物に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含みます)および著作者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、乙またはその提供元に帰属します。
2. 甲は、前項に定める著作物等を、次の通り取り扱うものとする。
- ①本規約に従って本サービスを利用するためにのみ使用すること。
- ②複製、改変、頒布等を行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
- ③営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
- ④乙またはその提供元が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと。
- 第46条(データの取り扱い) 甲は、自己のデータ領域(データ保管空間)内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとする。
2. 乙は、甲が自己のデータ領域(データ保管空間)内に電磁的に記録した内部データ(以下、「当該電子データ」といいます)に第48条の場合を除いて触れることはありません。
- また乙は、当該電子データについては何らの保証も行わず、一切の責任を負わないものとする。
3. 甲は、自己のデータ領域(データ保管空間)内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争は自己の責任において解決するものとし、乙に何らの損害も与えないこととします。
- 第47条(運用管理体制) 乙は、当該電子データの管理について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じています。また、作業者を特定し、適切なアクセス制御を行っています。なお、甲が対象端末に保存するデータのほか、本サービスにおいて乙が前記の安全管理措置を講じないデータについては、甲の責任において管理するものとする。
2. 乙は、乙の判断でサービス運用の一部または全部を、乙と同等以上のセキュリティ体制を有した企業を選定し、委託することがあります。
3. 本サービスは、共有の機器・情報・システムで運用されており、サービス障害および情報漏洩を防止するため、または甲の委託先による実地確認はできないものとする。
- 第48条(プログラム・ソフトウェアの削除等) 乙は、当該行為を甲がなしたか否かを問わず、当該電子データ内のプログラムやソフトウェア等により、本サービスの運営に支障を与える場合または第10条(甲の禁止事項)各号のいずれかに該当すると乙が判断した場合は、甲に対し、何らの通知なく、当該電子データ内にあるプログラムまたはソフトウェア等を削除し、もしくは当該プログラムまたはソフトウェア等の機能を停止する措置を実施することができるものとする。
2. 乙は、前項に基づく当該電子データ内にあるプログラムまたはソフトウェア等の削除または機能停止に関し、いかなる責任も負いません。
- 第49条(バックアップ) 乙は、甲の承諾を得ることなく、サーバーの故障・停止時の復旧の便宜に備えて甲の登録したデータのコピーを複製することがあります。
- 第50条(gTLDドメイン登録) 乙は、リセール契約を締結している次のレジストラを介してドメイン名の取得申請を行います。
- ①GMOインターネット株式会社 「お名前.com(英名:Discount-Domain.com)」
- ②株式会社日本レジスリサービス 「Japan Registry Services Co., LTD.」
- 甲が新規ドメインの取得を希望する場合は、事前に次のURLに掲載された「お名前.comドメイン登録規約」を確認し当該規約に同意の上申請するものとする。なお、登録規約は予告なく変更される場合があります。

- 「お名前.comドメイン登録規約」
https://www.onamae.com/agreement/a_ag/registration.html
「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則(株式会社日本レジスリサービス)」
<https://jprs.jp/registrar/doc/rule/rule-gtld.html>
2. 個人企業(屋号)のドメイン登録の場合、代表者の自宅住所(住民票に記載の住所)および氏名にて登録します。
3. 登録申請後にドメイン情報を変更する場合、法的な証明書類が必要になります。登録情報が不正確であったり、書類の不備などの理由によって登録情報が変更できなかった場合、乙は一切の責任を負わないものとする。
4. ドメインの譲渡に関してはサポート対象外とします。
- 第51条(反社会的勢力の排除) 甲および乙は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとする。
2. 甲および乙は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、利用契約の全部または一部を解除できるものとする。
- 第52条(準拠法) 利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとする。
- 第53条(合意管轄) 利用契約および本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

以上
2023年5月1日改訂

【附則 個人情報の取り扱いについて】

- 利用契約に記載された個人情報(以下「個人情報」といいます。)の取り扱いは、以下のとおりです。
- a) 事業者の氏名または名称
株式会社大塚商会
- b) 個人情報保護管理者について
個人情報保護管理者: 個人情報保護統括責任者
連絡先はf) 保有個人データの開示等およびお問い合わせ窓口についてを確認ください。
- c) 個人情報の利用目的について
記載された個人情報は、以下の目的に利用します。
1. 契約の履行(商品、サービス、受託業務)
取引契約の履行に付随するご連絡・お問い合わせ対応等
2. 商品、サービスに関する情報の提供および提案、連絡、マーケティング活動
メール・お電話・郵送・FAX・訪問等によるご案内・連絡等
3. 商品、サービスの企画および利用等の調査に関するご、お問い合わせ・連絡・回答
アンケート等による商品、サービス、企画、お客様ご利用状況・満足度等の調査等
4. 商品、サービス、その他のお問い合わせ、依頼等の対応、試用の提供
お客様からの各種お問い合わせ、資料請求等の依頼対応等
5. 展示会、セミナー、トレーニング、懸賞、その他イベントに関する案内・回答
6. 代金の請求・回収・支払い等の事務処理
7. 統計資料の作成
8. その他一般事務・業務等の連絡・お問い合わせ・回答
9. お客様から受託もしくは個別のサービスにて同意を得た範囲内で利用する場合
- d) 個人情報の第三者提供について
記載された個人情報は、次の目的等で第三者に提供することがあります。
- ・提供目的: 契約の履行(サービスの提供等)、サービスに関する情報の提供および提案等
- ・提供項目: 氏名、電子メールアドレス、住所、会社名、部署名、電話番号、FAX番号
当該提供企業とは個人情報保護に関する契約を締結いたします。なお、提供項目は、目的達成に必要な最低限とし、提供手段は、当社の定めた安全手段といたします。また次の場合も第三者に提供します。
- ・法令の定めによる場合
・お客様ご本人および人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
・あらかじめお客様ご本人から同意を得ている場合
- e) 個人情報の取り扱いの委託について
記載された個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、第三者へ個人情報を委託する場合があります。この場合は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結いたします。
- f) 保有個人データの開示等およびお問い合わせ窓口について
お客様ご本人またはその代理人が、個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止または消去、第三者提供の停止を請求される場合の連絡先は、以下になります。
- 株式会社大塚商会 お客様相談室
Webの場合: <https://www.otsuka-shokai.co.jp/contact/privacy/inquiry/index.asp>
FAX: 03-3514-7179 郵送: 〒102-8573 東京都千代田区飯田橋2-18-4
- g) 個人情報のご記入について
ご記入にあたって、全ての項目をご記入いただくかは、任意とさせていただきますが、未記入とされた項目によっては、手続きや適切な対応が出来ない場合がございます。
- h) 本【「個人情報の取り扱い」について】は、個人情報に関連する法令および官庁の定めるガイドラインの改正に伴い変更する場合があります。従いまして、たよれ一に関する契約条項・約款・その他の約定に記載される条項より、優先するものと致します。
- なお、最終版は下記のサイトに掲載しております。
https://mypage.otsuka-shokai.co.jp/privacy/tayo_privacy.pdf